

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">企业货物贸易项下 外债登记管理问题解答（第三期） 新闻来源：国家外汇管理局</p> <p style="text-align: center;">关于延期付款登记管理有关问题解答</p> <p>1、2008年10月1日起，企业该如何登录贸易信贷登记管理系统办理延期付款登记手续？</p> <p>答：企业可登录 www.safesvc.gov.cn 进入贸易信贷登记管理系统（以下简称“系统”）。2008年7月14日后已办理过预收货款登记的凭组织机构代码和原密码进入系统；首次登录系统的凭组织机构代码和初始密码（初始密码设定为：12345678）进入系统。</p> <p>2、企业登录系统时，若出现“无此机构”这一错误信息，该怎么办？</p> <p>答：企业应首先确认企业档案是否已在国家外汇管理局企业外汇信息档案数据库建立。若尚未建立，企业应按照《国家外汇管理局关于推广使用企业外汇信息档案数据库系统的通知》（汇发[2007]46号）的规定，到所在地外汇局注册填报基本信息并要求将企业基本信息导入系统中；若已建立，则可直接申请将企业基本信息导入系统中。</p>	<p style="text-align: center;">企業貨物貿易項目下 外債登記管理問題への解答（第三期） ニュースソース：国家外貨管理局 (2008年9月28日外管局ホームページ掲載)</p> <p style="text-align: center;">延払登記管理の関係問題解答について</p> <p>1、2008年10月1日から、企業は如何に貿易与信登記管理システムに登録して延払登記手続を行うのか？</p> <p>答：企業は www.safesvc.gov.cn に登録して貿易与信登記管理システム（以下、システムという）にログインすることができる。2008年7月14日後に既に前受金登記を行っている場合、組織機構コード番号と原のパスワードによりシステムにログインする。初めてシステムに登録する場合は、組織機構コード番号と初期パスワード（初期パスワード設定は12345678）によりシステムにログインする。</p> <p>2、企業がシステムに登録する際、「この機構はない」との誤った情報が出現するが、どのようにすればよいのか？</p> <p>答：企業は先ず企業ファイルが国家外貨管理局企業外貨情報ファイルデータベースに確立されているか否かを確認しなければならない。もし確立されていない場合、企業は『国家外貨管理局 企業外貨情報ファイルデータベースシステムの使用を拡大することに関する通知』（匯発[2007]46号）の規定に従い、所在地の外管局で基本情報を記載登録し且つ企業基本情報をシステム内にインプットするよう要求しなければならない。既に確立されている場合、企業基本情報をシステ</p>

<p>3、2008年10月1日起，企业该如何办理延期付款该登记手续？</p> <p>答：企业进口延期付款登记包括合同登记、提款登记两个步骤，延期付款注销登记由银行为企业办理。</p> <p>(1) 合同登记。10月1日起新签约进口合同，如约定对外付汇日期晚于进口日期超过90天以上的，应在合同签约后15个工作日内办理延期付款合同登记手续；</p> <p>(2) 提款登记。10月1日起新发生的货物进口，如报关单注明的海关签发日期后超过90天未对外付汇的，企业须登录系统办理提款登记手续，提款登记时间自海关签发之日起至海关签发日期后90天起15个工作日内。</p> <p>无进口合同或进口合同约定对外付汇日期晚于进口日期不超过90天，但在报关单注明的海关签发日期超过90天以上仍未对外付汇的，企业须同时办理合同登记和提款登记，¹</p> <p>4、2008年10月1日前发生的进口但在10月1日后形成的超过90天以上的延期付款，企业是否需要办理登记？</p> <p>答：海关签发关单日期在2008年10月1日之前的延期付款，企业无需办理延期付款登记手续。进口日期在2008年10月1日之前但海关签发关单日期在2008年10月1日之后的超过90天以上的延期付款，企业需办理延期付款登记手续。</p>	<p>ム内にインプットするよう直接申請することができる。</p> <p>3、2008年10月1日から、企業は如何に延払の登記手続を行うのか？</p> <p>答：企業の輸入延払登記には契約登記、引出登記の2段階が含まれ、延払消し込み登記は銀行が企業のため行う。</p> <p>(1) 契約登記。10月1日から新たに締結する輸入契約で、約定された対外支払日が輸入日から90日超である場合、契約締結後15営業日以内に延払契約登記手続を行わなければならない。</p> <p>(2) 引出登記。10月1日から新たに発生する貨物輸入で、通関申告書に明記された税関発行日後90日を超えても対外支払を行っていない場合、企業はシステムに登録して引出登記手続を行わなければならない。引出登記の時期は税関発行日後の90日目から15営業日以内とする。</p> <p>輸入契約がない或いは輸入契約で約定された対外支払日が輸入日より90日を超えないが、但し通関申告書に明記された税関発行日から90日を超えても対外支払を行っていない場合、企業は契約登記と引出登記を同時に行わなければならない。</p> <p>4、2008年10月1日より前に発生した輸入であるが10月1日後に90日を超える延払を形成した場合、企業は登記を行う必要があるか否か？</p> <p>答：税関の通関申告書の発行日が2008年10月1日より前の延払について、企業は延払登記手続を行う必要はない。輸入日が2008年10月1日より前であるが、税関の通関申告書の発行日が2008年10月1日以後の90</p>
--	--

<p>5. 2008年10月1日起, 企业哪些类型的延期付款需要办理登记?</p> <p>答: 10月1日起企业新发生的T/T、托收项下超过90天以上的延期付款需办理登记手续。90天(含)以下延期付款、信用证和海外代付项下延期付款无需办理登记。</p> <p>6. 企业延期付款年度对外付汇额是如何确定和管理的?</p> <p>答: 企业延期付款年度对外付汇额指本年度企业超过90天的延期付款的可对外付汇额, 该额度一般不得超过企业上年度进口付汇总额的10%。</p> <p>7. 若企业按上年进口付汇总额的10%计算的企业延期付款年度对外付汇额不够使用, 该怎么办?</p> <p>答: 因生产经营及自身结算特点需要, 企业预计本年度延期付款对外付汇额将超出上年进口付汇总额10%的, 可向所在地外汇局申请调整延期付款基础比例, 或对超过企业延期付款年度对外付汇额外的延期付款进行核准确认。</p> <p>8. 企业在系统中登记的延期付款, 能不能修改?</p> <p>答: 对于延期付款合同登记信息, 企业可自行修改。</p>	<p>日超の延払について、企業は延払登記を行う必要がある。</p> <p>5、2008年10月1日から、企業のどのような方式の延払について登記を行う必要があるのか?</p> <p>答: 10月1日から企業に新たに発生するT/T、取立項目下の90日超の延払は登記手続を行う必要がある。90日(含む)以下の延払、信用状と「海外代付」項目下の延払は登記を行う必要はない。</p> <p>6、企業の延払の年度対外支払限度額は如何に確定され管理されるのか?</p> <p>答: 企業の延払の年度対外支払限度額は本年度における企業の90日超延払の対外支払可能限度額を指し、当該限度額は一般に企業の前年度輸入外貨支払総額の10%を超えないものとする。</p> <p>7、企業の前年度輸入外貨支払総額の10%により計算される企業の延払の年度対外支払限度額が不足する場合、如何に手続を行うのか?</p> <p>答: 生産経営及び自身の決済特性の必要性により、本年度の延払対外支払額が前年度輸入支払総額の10%を超過することを企業が予想する場合、所在地の外管局に延払基礎比率を調整すること、或いは企業の延払の年度対外支払限度額を超過する延払について認可確認を行うことを申請できる。</p> <p>8、企業がシステム内において登記した延払は、修正することができるか?</p> <p>答: 延払契約登記情報について、企業は自ら修正することができる。</p>
---	--

对于延期付款提款登记信息,若没有对该笔关单办理超过 90 天的延期付款的对外支付,企业可自行修改删除;若已办理该关单项下超过 90 天的延期付款的对外支付,经企业申请及外汇局核准,方可修改延期付款提款登记信息。

9、企业在系统中对某笔关单办理了 90 天以上延期付款提款登记,但在 90 天以内对该笔关单提款登记的延期付款办理了对外支付手续,企业该怎么处理?

答:如果企业在 90 天(含)内对提款登记的延期付款办理了对外支付,但没有对该笔关单办理 90 天(不含)以上延期付款的对外支付,企业可自行在系统中修改或删除原有提款登记。

如果企业在 90 天(含)内对提款登记的延期付款办理了对外支付,且对该笔关单办理 90 天(不含)以上延期付款的对外支付,企业需到外汇局申请修改原有提款登记。

10、企业在进口报关单海关签发日期后 120 天(含)后才办理延期付款提款登记的,会产生什么问题,该怎么办?

答:企业在进口报关单海关签发日期后 120 天内²办理延期付款提款登记的,该笔延期付款即使在企业延期付款年度对外付汇额内也不能对外付汇,需向所在地外汇局提出核准申请。经核准后该笔延期付款才可以对外付汇。

延払引出登記情報について、当該通関申告書に関して 90 日超の延払の対外支払を行っていない場合、企業は自ら修正、削除することができる。当該通関申告書項目下で 90 日超の延払の対外支払を既に行っている場合、企業の申請及び外管局の認可を経た後に延払引出登記を修正することができる。

9、企業がシステム内において、ある通関申告書について 90 日超の延払引出登記を行ったが、当該通関申告書の延払について 90 日以内に対外支払手続を行った場合、企業はどのように処理すべきか?

答:企業が引出登記を行った延払について 90 日(含む)内に対外支払を行ったが、当該通関申告書について 90 日超の延払の対外支払を行っていない場合には、企業は自らシステム内で原の引出登記を修正或いは削除することができる。

企業が引出登記した延払について 90 日(含む)内に対外支払を行い且つ当該通関申告書について 90 日超の延払の対外支払を行った場合には、企業は外管局へ原の引出登記の修正を申請する必要がある。

10、企業が輸入通関申告書の税関発行日後 120 日(含む)後に延払引出登記を行った場合、どのような問題が発生するのか、どのように手続を行うのか?

答:企業が輸入通関申告書の税関発行日後 120 日内⁶に延払引出登記を行った場合、当該延払は企業の延払の年度対外支払限度額内で対外支払を行うことはできず、所在地の外管局に認可申請を提出する必要がある。認可を経た後に当該延払は対外支払を行うことができる。

<p>11、若企业未按规定办理延期付款登记的，会有什么后果？</p> <p>答：企业不按规定对超过 90 天以上的延期付款办理登记，对外付汇时银行将不会为其办理对外支付手续；企业不在规定时限内办理延期付款登记，对外付汇也将受到影响；企业恶意利用虚假信息进行延期付款登记的，外汇局将通过海关进口关单信息与企业登记信息进行比对监测，一旦发现将根据现行外汇管理相关规定进行处罚。</p> <p>12、外汇指定银行（以下简称“银行”）在为企业办理 90 天以上延期付款对外支付时，是否需要登录系统，如何登陆³？</p> <p>答：银行在为企业办理 90 天以上延期付款对外支付时需登录系统。自 2008 年 10 月 1 日起，银行及分支机构凭上级银行的授权材料，到所在地外汇局申请办理延期付款对外付汇与注销的系统登陆⁴手续⁵</p> <p>13、银行可以为哪些超过 90 天以上的延期付款办理对外支付？</p> <p>答：银行只能对企业已在贸易信贷系统办理延期付款登记手续，并且该笔提款登记已得到国家外汇管理局确认的延期付款办理对外支付手续。</p> <p>14、银行如何利用系统为企业办理延期付款的对外支付手续？</p> <p>答：自 2008 年 10 月 1 日起，银行收到企</p>	<p>11、企業が規定により延払登記を行っていない場合、どのような結果となるのか？</p> <p>答：企業が規定により 90 日超の延払について登記を行っていない場合、対外支払の際に銀行は対外支払手続を行わない。企業が規定時間内に延払登記を行わない場合、対外支払も影響を受ける。企業が悪意で虚偽の情報を利用して延払登記を行った場合、外管局は税関の輸入通関申告書情報を通じて企業の登記情報と対比してモニタリングし、一旦発見した場合には現行外貨管理規定の関連規定に基づき処罰を行う。</p> <p>12、外為指定銀行（以下、銀行という）が企業のために 90 日超の延払の対外支払を行う際に、システムに登録する必要があるのか否か、如何に登録するのか？</p> <p>答：銀行が企業のために 90 日超の延払の対外支払を行う際にはシステムに登録する必要がある。2008 年 10 月 1 日から、銀行及び分支機構は上級銀行の授權資料により、所在地の外管局に申請して延払の対外支払と消し込みのシステム登録手続を行う。</p> <p>13、銀行はどのような 90 日超の延払のために対外支払を行うことができるのか？</p> <p>答：銀行は企業により既に貿易与信システムで延払登記手続が行われ、且つ当該引出登記が既に国家外貨管理局による確認を得た延払についてのみ対外支払手続を行うことができる。</p> <p>14、銀行は如何にシステムを利用して企業のために延払の対外支払手続を行うのか？</p> <p>答：2008 年 10 月 1 日から、銀行が企業の</p>
---	--

业进口货到付款项下对外付汇申请时，如进口报关单注明的海关签发日期在 2008 年 10 月 1 日之前，银行可直接为其办理对外支付手续，无需登录系统。

如进口报关单注明的海关签发日期在 2008 年 10 月 1 日之后但该笔进口报关单项下申请付汇日期晚于海关签发日期不超过 90 天的，银行可直接为其办理对外支付手续，无需登录系统。

如进口报关单注明的海关签发日期在 2008 年 10 月 1 日之后且该笔进口报关单项下申请付汇日期晚于海关签发日期超过 90 天以上的，银行应先登陆系统查询该笔进口报关单。如系统中显示无该笔报关单，银行不能为该笔报关单办理对外付汇手续。银行在系统中查询到企业超过 90 天以上延期付款的的进口报关单后，再进入海关电子口岸“进口购付汇联网核查系统”（以下简称“核查系统”）查询该笔进口报关单。如核查系统中显示无该笔报关单或该笔报关单项下可购付汇金额为 0，银行不能为该笔报关单办理对外付汇手续；银行分别需在系统和核查系统中查询到上述报关单后，方可为企业该笔报关单办理对外购付汇手续。

15、银行为企业办理的对外购付汇金额是什么？

輸入貨物到着後支払項目下の対外支払申請を受け取った際、輸入通関申告書に明記された税関発行日が 10 月 1 日より前である場合、銀行は対外支払手続を直接行うことができ、システムに登録する必要はない。

輸入通関申告書に明記された税関発行日が 2008 年 10 月 1 日以後であるが当該輸入通関申告書項目下で申請された支払日が税関発行日から 90 日を超えていない場合、銀行は対外支払手続を直接行うことができ、システムに登録する必要はない。

輸入通関申告書に明記された税関発行日が 2008 年 10 月 1 日以後且つ当該輸入通関申告書項目下で申請された支払日が税関発行日から 90 日超である場合、銀行は先ずシステムに登録して当該輸入通関申告書を検索しなければならない。システム内に当該通関申告書の表示がない場合、銀行は当該輸入通関申告書のために対外支払手続を行うことができない。銀行がシステム内で企業の 90 日超延払の輸入通関申告書を検索できた後、税関の電子通関「輸入外貨購入支払オンライン照合審査システム」（以下、照合審査システムという）にログインして当該輸入通関申告書を検索する。照合審査システム内に当該通関申告書の表示がない或いは当該通関申告書項目下の外貨購入支払可能金額が 0 である場合、銀行は当該通関申告書のために対外支払手続を行うことができない。銀行はシステムと照合審査システムにおいて上述通関申告書をそれぞれで検索できた後に、企業の当該通関申告書のために対外外貨購入支払手続を行うことができる。

15、銀行が企業のために行う対外外貨購入支払金額とは何か？

<p>答：对外购付汇金额为企业此次申请该笔报关单项下对外付汇金额、系统显示该笔报关单项下延期付款金额和核查系统该笔报关单项下可购付汇金额三者中最小值</p>	<p>答：対外外貨購入支払金額とは企業が今回申請した当該通関申告書項目下の対外支払金額とし、当該通関申告書項目下の延払金額と照合審査システムにおける当該通関申告書項目下の外貨購入支払可能金額の三者のうちシステムは最小値を表示する。</p>
<p>16、銀行如何为企业办理延期付款的注销手续？</p>	<p>16、銀行は如何に企業のために延払の消し込み手続を行うのか？</p>
<p>答：銀行办理进口关单项下延期付款对外购付汇手续同时，应登陆系统按企业实际对外购付汇金额办理延期付款注销手续。</p>	<p>答：銀行は輸入通関申告書項目下の延払の対外外貨購入支払手続を行うと同時に、システムに登録して企業の実際の対外外貨購入支払金額により延払消し込み手続を行わなければならない。</p>
<p>17、延期付款管理是否影响银行在核查系统中进行核注的手续？</p>	<p>17、延払管理は銀行が照合審査システム内で行う消し込みの手続に影響するのか否か？</p>
<p>答：銀行在核查系统中进行核注的手续不受影响，仍按现行规定办理。</p>	<p>答：銀行が照合審査システム内で行う消し込みの手続は影響を受けず、依然として現行の規定により行う。</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 商品開発部】

- 1 文章が途中のようにも読めるが、単に「,」は「。」の誤りではないかと思われる。
- 2 「120 天内」は「120 天（含）後」の誤りではないかと思われる。
- 3 「登陸」は「登録」の誤りではないかと思われる。
- 4 「登陸」は「登録」の誤りではないかと思われる。
- 5 文章が途中のようにも読めるが、単に「。」が漏れているだけではないかと思われる。
- 6 「120 天内」は「120 天（含）後」の誤りではないかと思われる。